

- 4 登録品種の名称 PACPEMARY
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany
- 7 出願公表の年月日 平成26年12月 4 日

- 1 品種登録の番号 第25777号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.
- 4 登録品種の名称 PACSALLY
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany
- 7 出願公表の年月日 平成26年12月 4 日

- 1 品種登録の番号 第25778号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her. x Pelargonium zonale Group
- 4 登録品種の名称 CHAM11212
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
- 7 出願公表の年月日 平成27年 4 月13日

- 1 品種登録の番号 第25779号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her. x Pelargonium zonale Group
- 4 登録品種の名称 CHAM11273
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
- 7 出願公表の年月日 平成27年 4 月13日

- 1 品種登録の番号 第25780号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her. x Pelargonium zonale Group
- 4 登録品種の名称 PELZO12352
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
- 7 出願公表の年月日 平成27年 4 月13日

- 1 品種登録の番号 第25781号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her. x Pelargonium zonale Group
- 4 登録品種の名称 PELZO12354
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
- 7 出願公表の年月日 平成27年 4 月13日

- 1 品種登録の番号 第25782号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
- 4 登録品種の名称 Baldotiney
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA
- 7 出願公表の年月日 平成27年 3 月 2 日

- 1 品種登録の番号 第25783号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.) L'Her.
- 4 登録品種の名称 Baldoted
- 5 育成者権の存続期間 25年

- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA
- 7 出願公表の年月日 平成27年 3 月 2 日

- 1 品種登録の番号 第25784号
- 2 品種登録の年月日 平成29年 3 月 1 日
- 3 登録品種の属する農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.) L'Her.
- 4 登録品種の名称 KLEIZ13338
- 5 育成者権の存続期間 25年
- 6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Klemm + Sohn GmbH & Co. KG
Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany
- 7 出願公表の年月日 平成27年 4 月13日

○経済産業省告示第三十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のように同法第五十一条第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録をしたので、同法第一百十一条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月一日

経済産業大臣 世耕 弘成

名 称	主たる事務所の所在地	審 査 の 区 分	審査業務開始日
一般社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋五丁目3番1号	一 使用前安全管理審査 二 溶接安全管理審査 三 定期安全管理審査	平成二十九年三月一日

○特許庁告示第三号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月一日

特許庁長官 小宮 義則

第1号中「二十一万三千六百円」を「二十一万九千六百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。